

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置		
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,298.0			
		(2) 恵曇	5,725.0			
		(3) 玉造	1,943.5			
		(4) 須佐	1,225.0			
		(5) 大社	1,627.0			
		(小計)	15,818.0			
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5			
		(2) 小浜江崎	2,280.0			
		(3) 津和野	5,048.0			
		(4) 匹見	3,230.5			
		(5) 都茂	1,751.5			
		(6) 浜田益田	5,195.5			
		(7) 弥栄	1,020.5			
		(8) 周布江津	8,245.5			
		(9) 江津川本	9,491.0	1		
		(10) 大田江津	4,112.0			
			(小計)	52,279.0		
		合 計			68,097.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置		
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,286.0			
		(2) 恵曇	5,708.0			
		(3) 玉造	1,942.5			
		(4) 須佐	1,223.0			
		(5) 大社	1,627.0			
		(小計)	15,786.0			
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5			
		(2) 小浜江崎	2,280.0			
		(3) 津和野	5,048.0			
		(4) 匹見	3,230.5			
		(5) 都茂	1,751.5			
		(6) 浜田益田	5,195.5			
		(7) 弥栄	1,020.5			
		(8) 周布江津	8,245.5			
		(9) 江津川本	9,491.0	1		
		(10) 大田江津	4,112.0			
		(小計)	52,279.0			
		合 計			68,065.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置		
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,298.0			
		(2) 恵曇	5,725.0			
		(3) 玉造	1,943.5			
		(4) 須佐	1,225.0			
		(5) 大社	1,627.0			
		(小計)	15,818.0			
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5			
		(2) 小浜江崎	2,280.0			
		(3) 津和野	5,048.0			
		(4) 匹見	3,230.5			
		(5) 都茂	1,751.5			
		(6) 浜田益田	5,195.5			
		(7) 弥栄	1,020.5			
		(8) 周布江津	8,245.5			
		(9) 江津川本	9,491.0	1		
		(10) 大田江津	4,112.0			
		(小計)	52,279.0			
		合 計			68,097.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表6 車両の取得計画の概要

【R7】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	14	17,250
	石見交通(株)	18	23,673

表6 車両の取得計画の概要

【R8】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	14	16,500
	石見交通(株)	18	23,786

表6 車両の取得計画の概要

【R9】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	13	15,750
	石見交通(株)	18	23,908

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	一畑バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別
山陰	R8-1	玉造	3	超低床 スロープ付き 標準仕様	76	10.4	R8 . 7 .	現金
	R8-2	須佐	4	超低床 スロープ付き 標準仕様	76	10.4	R8 . 7 .	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)※消費税を控く				実費購入予定費合計額から減価償却費を控除した額(円)	もと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5×0.4×n) (定額法) A×0.2×n	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 A×n×1/2(円)※	計画額(千円) A×1/2×n	* 残存価額(円) A~カナ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ+ニ											
R8-1	20,613,100	331,100		20,944,200	20,944,199	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	3	750,000 円	375.0	14,250,000
R8-2	20,613,100	331,100		20,944,200	20,944,199	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	3	750,000 円	375.0	14,250,000
計	41,226,200	662,200	0	41,888,400	41,888,398	30,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,377,680	6,000,000		1,500 千円	750	28,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	元と25%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 ワ	計画額(千円) ワ×1/2×n
				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナ	ヨナ
1,500	750

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						
		都道府県		市区町村		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
山陰	R8-1	375,000円	9.0%			3,438,840円	82.1%	
	R8-2	375,000円	9.0%			3,438,840円	82.1%	
合計		750,000円	9.0%			6,877,680円	82.1%	

(表7)R8一畑バス(1/2)

2年目以降(令和 3 - 令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	前年度	初年度
山陰	R3-1	恵曇線	2	2	
	R3-2	玉造線	3	4	
	R3-3	須佐線	4	6	
	R4-1	玉造線	3	1	
	R4-2	須佐線	4	3	
	R5-1	大社線	5	2	
	R5-2	玉造線	3	4	
	R6-1	須佐線	4	6	
	R6-2	大社線	5	7	
	R6-3	万原線	1	8	
	R7-1	万原線	1	1	
	R7-2	恵曇線	2	2	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度(2年目) のみの額×n	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5×0.4×n) (定額法) A×0.2×n	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 A×n×1/2(円)※	計画額(千円) A×1/2×n	* 残存価額(円) A~マナ
R3-1	15,000,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	1,687,855	1,500,000	6	1,500,000 円	750.0	0
R3-2	15,000,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	1,687,855	1,500,000	6	1,500,000 円	750.0	0
R3-3	15,000,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	1,687,855	1,500,000	6	1,500,000 円	750.0	0
R4-1	15,000,000	4,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	1,500,000
R4-2	15,000,000	4,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	1,500,000
R5-1	15,000,000	7,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	4,500,000
R5-2	15,000,000	7,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	4,500,000
R6-1	15,000,000	10,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	7,500,000
R6-2	15,000,000	10,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	7,500,000
R6-3	15,000,000	10,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	7,500,000
R7-1	15,000,000	13,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	10,500,000
R7-2	15,000,000	13,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	10,500,000
計	180,000,000	87,000,000	31,500,000	0	31,500,000	39,555,253	31,500,000		31,500 千円	15,750	55,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内×n	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元と25%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 ワ	計画額(千円) ワ×1/2×n
			(自)	(至)				
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
計	0					0.00%	0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナ	ケナ
31,500	15,750

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
山陰	R3-1	750,000円	44.4%			187,855円	11.1%		
	R3-2	750,000円	44.4%			187,855円	11.1%		
	R3-3	750,000円	44.4%			187,855円	11.1%		
	R4-1	1,500,000円	44.4%			375,712円	11.1%		
	R4-2	1,500,000円	44.4%			375,712円	11.1%		
	R5-1	1,500,000円	44.4%			375,712円	11.1%		
	R5-2	1,500,000円	44.4%			375,712円	11.1%		
	R6-1	1,500,000円	35.7%			1,203,720円	28.6%		
	R6-2	1,500,000円	35.7%			1,203,720円	28.6%		
	R6-3	1,500,000円	35.7%			1,203,720円	28.6%		
	R7-1	1,500,000円	35.8%			1,188,840円	28.4%		
	R7-2	1,500,000円	35.8%			1,188,840円	28.4%		
	合計		15,750,000円	39.8%			8,055,253円	20.4%	

- 記載要領
 - 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 確保維持費国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 車両の種類別の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 乗車定員の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 - 車両の長さの欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 実費購入予定費の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - 【車両購入金融費用】の欄は、実費購入予定費の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限率25%)
 - 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還率を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
 - 【普通償却限度額】の欄は、補助対象限度額(千円)に保証率を乗じた償却額とにより算出される場合、残存価額(千円)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(千円)は計算式により前年度と同額とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

- 添付書類
 - 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証書類
 - 標準仕様/ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
 - 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 移動円滑化のために必要な設備設置又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
 - 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
 - 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(表7)R8一畑バス(2/2)

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 一畑バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金・リース)
山陰	R9-1	大社	5	超低床	スロープ付き	標準仕様	76	10.4	R9 . 7 .	現金
	R9-2	万原	1	超低床	スロープ付き	標準仕様	76	10.4	R9 . 7 .	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費 合計額から乗車定員 毎に算出した額 (円)	乗車定員あたりの 平均乗車人数 (人)	普通償却限度額 (円) (定率法) A×(B/40000) (定額法)A×0.2%	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少ない 方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 9×7÷12(月)×A	計画額 (千円) カ×1/2=コ	*残存価 格 (円) ヘ-カ-コ	
	車両価格	附属品価格	改造費	合計												
R9-1	20,613,100	331,100		20,944,200	20,944,199	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	3	750,000	円	375.0	14,250,000
R9-2	20,613,100	331,100		20,944,200	20,944,199	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	3	750,000	円	375.0	14,250,000
計	41,226,200	662,200	0	41,888,400	41,888,398	30,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,377,680	6,000,000		1,500	千円	750	28,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) アの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	と25%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 ウ	計画額(千円) 7×1/2=ネ
				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
計	0				0	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ウ	コ+ネ
1,500	750

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の 具体的概要
		都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合			
山陰	R9-1	375,000円	9.0%					3,438,840円	82.1%	
	R9-2	375,000円	9.0%					3,438,840円	82.1%	
合計		750,000円	9.0%					6,877,680円	82.1%	

(表7)R9一畑バス(1/2)

2年目以降(令和 4 一 令8 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金 申請番号	
			当年度	初年度
山陰	R4-1	玉造線	3	1
	R4-2	須佐線	4	3
	R5-1	大社線	5	2
	R5-2	玉造線	3	4
	R6-1	須佐線	4	6
	R6-2	大社線	5	7
	R6-3	万原線	1	8
	R7-1	万原線	1	1
	R7-2	恵曇線	2	2
	R8-1	玉造線	3	3
	R8-2	須佐線	4	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度 額(円) 初年度への額=ア	残存価額(円) 前年度(2年目) のみの額=イ	普通償却限度 額 (定率法) 3×(B-0.4)÷A (定額法)A×0.2%	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ウ×9÷12(月)=マ (最終年度)ウ=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価 格 (円) ラ-マ-フ
R4-1	15,000,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	1,687,855	1,500,000	6	1,500,000	円	750.0
R4-2	15,000,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	1,687,855	1,500,000	6	1,500,000	円	750.0
R5-1	15,000,000	4,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R5-2	15,000,000	4,500,000	3,000,000		3,000,000	3,375,712	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R6-1	15,000,000	7,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R6-2	15,000,000	7,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R6-3	15,000,000	7,500,000	3,000,000		3,000,000	4,203,720	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R7-1	15,000,000	10,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R7-2	15,000,000	10,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R8-1	15,000,000	13,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
R8-2	15,000,000	13,500,000	3,000,000		3,000,000	4,188,840	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0
計	165,000,000	82,500,000	30,000,000	0	30,000,000	39,493,654	30,000,000		30,000	千円	15,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) アの額以内=イ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	と25%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 ウ	計画額(千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
						0.00%	円	0.0
計	0						0	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
30,000	15,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合				
山陰	R4-1	750,000円	44.4%					187,855円	11.1%		
	R4-2	750,000円	44.4%					187,855円	11.1%		
	R5-1	1,500,000円	44.4%					375,712円	11.1%		
	R5-2	1,500,000円	44.4%					375,712円	11.1%		
	R6-1	1,500,000円	35.7%					1,203,720円	28.6%		
	R6-2	1,500,000円	35.7%					1,203,720円	28.6%		
	R6-3	1,500,000円	35.7%					1,203,720円	28.6%		
	R7-1	1,500,000円	35.8%					1,188,840円	28.4%		
	R7-2	1,500,000円	35.8%					1,188,840円	28.4%		
	R8-1	1,500,000円	35.8%					1,188,840円	28.4%		
	R8-2	1,500,000円	35.8%					1,188,840円	28.4%		
	合計		15,000,000円	38.0%					9,493,654円	24.0%	

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持路線国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持路線補助金の申請番号を記載すること。
- 車両の種別(ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 乗車定員(座席)の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さの欄は、小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。合計の平均未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを記載する資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 車両購入金融費用の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率を算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 計画額の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9円)まで記載すること。合計の平均未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 普通償却限度額(ノ)の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム)の欄は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ウ欄)に改定償却率(オ欄)を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両-保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様/ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設置に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗客人/事業用車両の状況見込(乗車数、平均乗車)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(表7)R9一畑バス(2/2)

【別添】生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

整理番号	路線	起点	経由地	終点	キロ程(km)	1. 令和7年度における生産性の取組について		2. 実施主体	3. 取組効果目標	4. 実施に向けたスケジュール	5. 『地域間幹線系統バス「生産性向上の取組」の進め方等について』2. (2) ②の具体的な検討状況						
						実施内容	備考				A.貨客混載	A.路線再編	A.混乗化	A.観光需要の取り込み	B	C	D
1	万原	一畑バス本社	松江駅	美保関ターミナル	18.7	①ダイヤ改正（減便含む） ②JALとの連携（JALMaasを利用したデジタルチケットの造成）		一畑バス	収支改善率 1%	①令和6年10月実施予定 ②令和6年10月実施予定	困難	検討	困難	・デジタル周遊チケットにより観光利用を取り込む	地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
2	恵曇	一畑バス本社	松江駅 井出の内	恵曇	15.3	①ダイヤ改正（減便含む） ②JALとの連携（JALMaasを利用したデジタルチケットの造成）		一畑バス	収支改善率 1%	①令和6年10月実施予定 ②令和6年10月実施予定	困難	検討	困難	・デジタル周遊チケットにより観光利用を取り込む	地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
3	玉造	松江しんじ湖温泉	松江駅・乃木駅 玉造病院 姫神広場	玉造温泉	15.3	①ダイヤ改正（減便含む） ②JALとの連携（JALMaasを利用したデジタルチケットの造成）		一畑バス	収支改善率 1%	①令和6年10月実施予定 ②令和6年10月実施予定	困難	検討	困難	・デジタル周遊チケットにより観光利用を取り込む	地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
		松江しんじ湖温泉	松江駅・乃木駅 玉造温泉	玉造温泉	13.8						困難	検討	困難		地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
		松江しんじ湖温泉	松江駅・乃木駅 玉造病院	玉造温泉	14.4						困難	検討	困難		地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
4	須佐	上塩治車庫	島大病院 出雲市駅 島大病院	出雲須佐	24.0	①須佐神社への延伸 ②JALとの連携（JALMaasを利用したデジタルチケットの造成）		一畑バス	収支改善率 1%	①令和6年8月実施予定 ②令和6年10月実施予定	困難	検討	困難	・デジタル周遊チケットにより観光利用を取り込む	地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
		上塩治車庫	島大病院 出雲市駅 島大病院	出雲須佐	22.8						困難	検討	困難		地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
		上塩治車庫	島大病院 出雲市駅 島大病院 出雲須佐	須佐神社前	27.3						困難	検討	困難		地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし
5	大社	上塩治車庫	島大病院 出雲市駅 ゆめ女・中央病院 ワイナリー	出雲大社 バスターミナル	16.9	①商業施設「ラビタ（JAしまね）」とのタイアップ企画の実施 ②JALとの連携（JALMaasを利用したデジタルチケットの造成）		一畑バス	収支改善率 1%	①通年（商業施設と協議して実施） ②令和6年10月実施予定	困難	検討	困難	・デジタル周遊チケットにより観光利用を取り込む	地域住民の生活に不可欠な系統であり、鉄道などの交通機関がないため困難	非該当	なし

A) 全ての系統について、少なくとも通達別添「路線バスの生産性向上の取組事例」で示した全ての取組事例と同様の取組について検討。

B) 輸送量が補助要件下限（15人/日）に近い系統（過去3年間で1回でも実績輸送量が15人/日未満となった系統、又は平均乗車密度が5人未満の統等）は、代替輸送手段への見直し等を検討。（バス系統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。）

C) 自治体が回数券等の購入を行っている系統のうち、実際の乗車人数が下 \square （15人/日）を下回る系統は、代替輸送手段への見直し等を検討。（バス \square 統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。）

D) 上記A)～C)の検討に限らず、地域の状況に応じた取組を積極的に検討。